

あなたが話題を作る！

「だてフォト部」募集要項

1. 募集内容

本市の魅力画像・映像により広く市内外に発信し、魅力再発見によるシビックプライドの醸成と、本市イメージ向上による関係人口・交流人口の創造を目的とし、「だてフォト部」部員を募集する。

2. 応募資格

市内に在住または通勤・通学する方で、下記に該当する人を対象とする。

- (1)伊達市に関心と愛着を持っている人
- (2)伊達市を応援しようとする意志を持っている人
- (3)SNS などを通じ、伊達市の魅力をPRすることが出来る人

※一度フォト部を卒業された方も応募可能です。

3. 活動内容

- (1)本市の魅力ある風景や食べ物、地域の行事やお祭り、人などを写真や映像に撮影し、Facebook や Instagram 等の SNS を使って広く市内外に紹介し、イメージの向上を図る。
- (2)SNS で発信する際には、「# (ハッシュタグ) いいないだて」を付けて発信する。
- (3)市が行うシティプロモーション推進事業への積極的な参加、協力など。

※活動期間はフォト部の登録抹消等がない限り無期限です。

4. 市の活動支援

- (1)「だてフォト部」部員用名札・名刺の提供
- (2)本市内の行事・イベント情報をメール等で定期的に提供する。

5. 報償等

部員に対する報償は支給しない。

6. 募集方法

募集方法：(1)市広報紙、市ホームページ及び市公式 SNS に募集記事を掲載

募集期間：令和7年7月1日(火)～随時募集

7. 応募方法

- (1)市ホームページより応募用紙及び誓約書等をダウンロードし、必要事項を記入後、総務部秘書広報課へ郵送または持参による申し込み。
- (2)応募フォームによる応募

8. 選考方法

応募用紙に記載された応募動機、活動内容等から選考

9. 禁止事項

活動に際して、以下の行為を禁止する。以下に該当する行為を行ったと判断した場合は、応募を無効ま

たは退部とする。

- ・応募用紙に虚偽の記載があった場合
- ・公序良俗に反する行為
- ・「だてフォト部」の地位を営利目的で使用する行為
- ・他人及び店舗等に迷惑、不利益、損害を与える行為
- ・他人の著作権、財産権、肖像権、その他の権利を侵害する行為
- ・立入禁止区域や、著しく危険な場所から撮影する行為
- ・その他、「だてフォト部」としてふさわしくないと判断される活動や表現

10. 免責事項

- ・PR活動中に生じた一切のトラブル、損害等について、市はいかなる責任も負わない。
※私有地等への立ち入りが必要な場合は所有者等に事前に許可を取り、個人の写真をSNSに投稿する場合には本人の許可を取るなど、トラブルにならないようにすること。
- ・PR活動に係る機材、旅費、インターネット接続料及び通信費等は個人負担とする。

11. 個人情報の取り扱い

この募集を通して収集した個人情報は、だてフォト部としての活動支援や事務連絡のために利用するため適正に管理し、目的外には使用しない。

問い合わせ・応募先

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
伊達市役所 総務部 秘書広報課 広報広聴係
電話：024-575-1113
応募フォーム：<https://logoform.jp/form/Zm7z/1092934>